

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の
改訂に向けた検討会議 設置要綱

令和7年11月19日
初等中等教育局長決定
令和8年6月16日一部改正

1. 設置の趣旨

人権尊重社会の実現に向け、これまでに、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」及び「〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」を策定し、学校における人権教育を推進してきた。

近年の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月閣議決定）に基づき、学校における人権教育の更なる推進のため、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の改訂に向けた、人権教育の在り方等についての検討を行う。

2. 主な検討事項

- （１）「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の改訂について
- （２）その他、学校における人権教育に関する事項について

3. 実施方法

- （１）別紙に掲げる委員をもって構成する。また、必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができる。なお、本会議の座長は、初等中等教育局長が定める者とする。
- （２）会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に資料を及ぼす恐れがあり、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、議事の全部又は一部を非公開とすることができる。
- （３）会議において配付した資料は、原則として公表する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
- （４）事務局は、会議の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

4. 実施期間

本会議は、「2. 主な検討事項」に掲げる議論をとりまとめたときに廃止する。

5. その他

- （１）会議の庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。
- （２）その他、会議の運営に関する事項は、本会議において定める。

(別紙)

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の
改訂に向けた検討会議 委員名簿

(敬称略、五十音順)

井 上 奈 穂 鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授

佐 藤 鮎 美 北海道教育庁学校教育局義務教育課 主査

蜂須賀 洋 一 上越教育大学大学院学校教育研究科学校教育学系 准教授

濱 喜代巳 公益社団法人全国人権教育研究協議会 代表理事

(座長) 林 尚 示 東京学芸大学教育学部総合教育科学系 教授

東 浦 真衣子 和歌山県立和歌山高等学校 教頭

森 実 大阪教育大学教育学部 名誉教授

渡 邊 真 魚 日本大学工学部総合教育 教授

以上、8名